

産 商 商 第 275 号

平 成 16 年 1 月 27 日

イズミヤ株式会社

代表取締役 林 紀男 様

京都市長 榎 本 頼 兼

大規模小売店舗立地法による届出に対する市の意見について（通知）

平成15年5月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について，大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により，下記のとおり通知します。

## 記

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）デイリーカナート イズミヤ桂坂店  
京都市西京区御陵大枝山5丁目27-5

### 2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに，大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成11年通商産業省告示第375号）（以下「指針」という。）を勘案し，届出書類を総合的に検討したところ，当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し，市は意見を有しないものとします。

### 3 付帯意見

当該店舗の駐車場の各出入口について，東入口から北出口までの御陵経7号線（桂坂中央通り）は道路構造が曲線区間であり，通過車両による見通しが悪いこと，また，南西出入口について，出入口から駐車場までの区間が傾斜していることから，次の配慮が望まれます。

(1) 東入口について，右折入庫が計画されているため，交通整理員の整理誘導等による安全対策の徹底に努められるよう配慮すること。

- (2) 北出口について、退店客車両及び荷さばきの搬入車両の左折退場の徹底はもとより、その周辺に右折退場ができない旨を表示した看板等の設置を図られるよう配慮すること。
- (3) 南西出入口について、交通整理員の適切な整理誘導等の徹底や出入口の改善を図るなど、安全な入出庫ができるよう配慮するとともに、店舗開業後にあって問題が生じた場合は新たな対策を講ずること。

## 意見理由

### 1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画上の近隣商業地域に位置するとともに、西京桂坂地区計画の桂坂センター地区に計画されている。周辺の地域の状況は、北側及び東側が御陵経7号線（桂坂中央通り）を隔ててテナントビル、古墳及び桂坂公園が位置しており、南側には大枝緯101号線（桂坂南本通り）を隔てて低層住宅が、西側は銀行、郵便局及び医院兼低層住宅が立地している。

### 2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会では、店舗周辺地域における自動車交通量の増加による交通問題や駐車場出入口での安全確保、自転車等の来店経路、営業時間やその他小売店舗に関すること、バリアフリーなどの店舗の設備、品揃え、青少年問題に対する配慮に対して意見が出された。

### 3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見書はなかった。

### 4 市の見解

指針を踏まえ、次のとおり今回の出店計画を検討した。

#### (1) 駐車場及び来店客の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、年間の平均的な休祭日のピーク1時間に予想される自動車来客台数として、指針の算式を商業地区により算出した場合は70台となるが、立地特性を勘案し、その他地区で算出した場合は126台と予測されており、届出ではこれをいずれも上回る165台の駐車場台数を確保する計画となっているほか、駐車場の位置及び構造等に関しても適正な配慮がなされていると判断される。

来店客車両の経路設定について、東入口は右左折入場が、北出口は左折退場が、さらに南東出入口は、来店客車両は直進、退店客車両は左折退場となるよう設定されているが、各出入口について、繁忙期には交通整理員の配置が予定されているとともに、交通処理計画に関しても適切な処理がなされていると判断される。

なお、駐車場の各出入口について、東入口から北出口までの御陵経7号線（桂坂中央通り）は道路構造が曲線区間であり、通過車両による見通しが悪いことから、東入口について、右折入庫が計画されているため、交通整理員の整理誘導等による安全対策の徹底に努められるとともに、北出口について退店客車両及び荷さばきの搬入車両の左折退場の徹底はもとより、その周辺に右折退場ができない旨を表示した看板等の設置を図られるほか、南西出入口についても、出入口から駐車場までの区間が傾斜していることから、交通整理員の適切な整理誘導等の徹底や出入口の改善を図るなど、安全な入出庫ができるよう配慮するとともに、店舗開業後にあって問題が生じた場合は新たな対策を講ずることが望まれる。

(2) 駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例上の付置義務台数を上回る台数が確保されており、原動機付自転車も駐輪可能となっているほか、駐輪場の運営計画においても適正な配慮がなされていると判断される。

(3) 荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画、車両経路等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動へ与える影響は少ないと判断される。

(4) 騒音について

騒音に係る環境基準値について、計画地及びその周辺は近隣商業地域及び第一種低層住居専用地域であることから、近隣商業地域では昼間60dB、夜間50dBであり、また、第一種低層住居専用地域では昼間55dB、夜間45dBである。等価騒音レベルの予測において、いずれの地域でも昼間及び夜間とも基準値を下回っている。さらに、敷地境界における夜間の最大値の予測についても、すべての予測地点で指針値（騒音規制法における夜間の規制基準値、近隣商業地域50dB）を下回っている。

荷さばき作業は夜間（午後10時から午前6時まで）の時間帯に行われないため、昼間の等価騒音レベルで予測されており、環境基準値を超えていない。

(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測による必要な保管容量が確保されており、施設配置、運営計画、車両経路、リサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。

(6) 防災対策への協力及び街並みづくり等への配慮等について

防災対策への協力については、地方公共団体からの要請に対する協力や地元から要望があれば可能な限りの協力を行うことについて意思表示がなされている。

また、屋外照明及び広告塔照明については、照明灯の具体的な配置が未定となっているものの、住居側から離して設置するとともに、住居側に直接光を向けないよう配慮すると表明されており、周辺の地域の生活等に与える影響は少ないと判断される。

さらに、緑化計画については、すでに北出口から東入口までの下狩川に沿って、店舗敷地の一部を緑化するとされているが、京都市大規模小売店舗立地審議会委員から提案のあった店舗南東側の法面の緑化など、店舗敷地における更なる緑化を検討されることが望まれる。